

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

一時保護に係る行政手続き2

一時保護の開始・継続・解除の手続

相談部門の業務ではあるものの、一時保護の開始・継続・解除の手続やその留意点について把握することで、子どもの処遇に関する相談部門からの相談に対応できるようになり、もって児童相談所全体として子どもの最善の利益のために貢献することを目的とします。

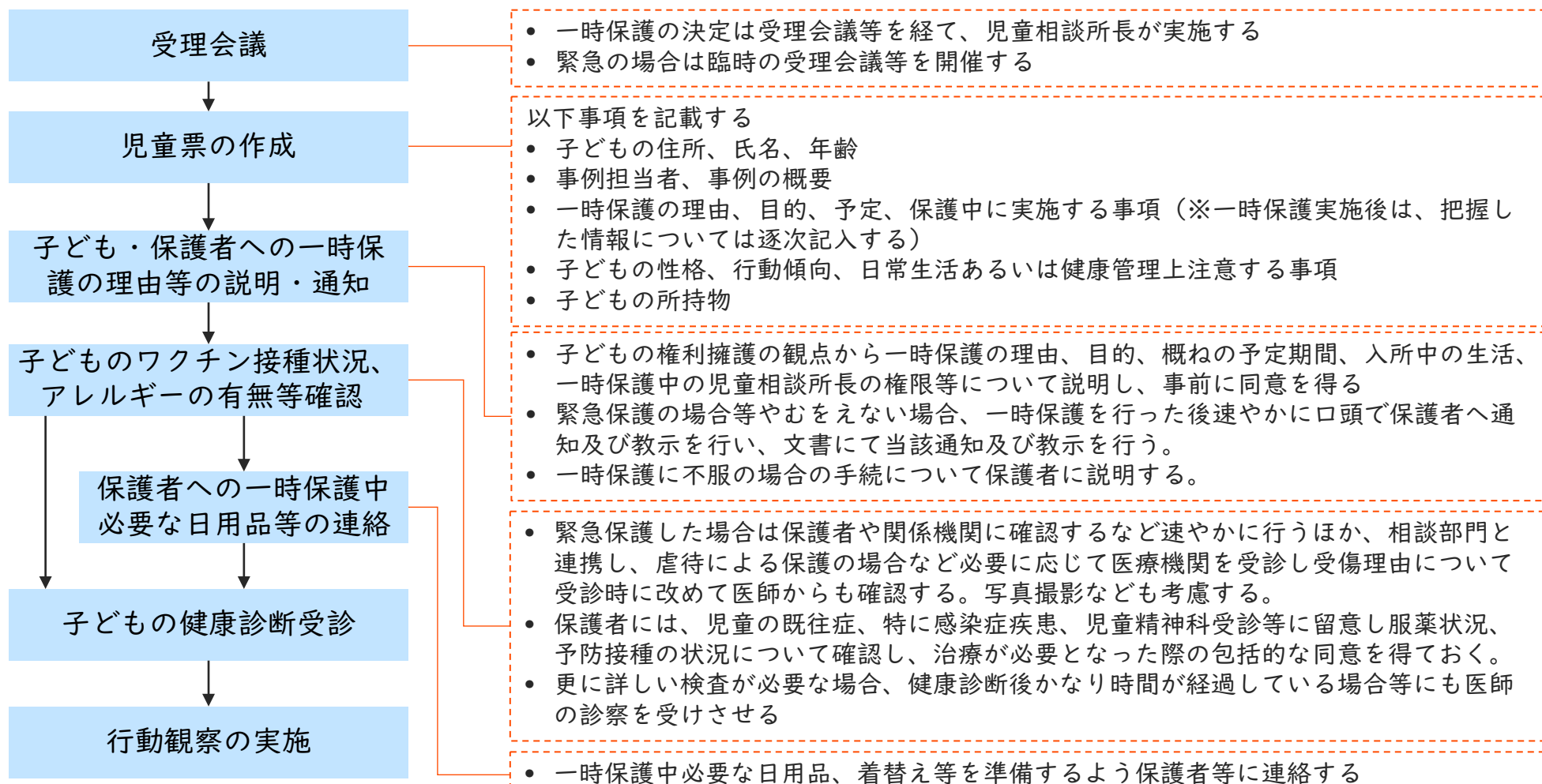
目次

1.一時保護開始の手続	2
2.一時保護継続の手続	3
3.家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て	4
4.一時保護の解除	8

一時保護開始の手続

- 💡 Point !
- 子どもの権利擁護の観点から、一時保護の理由、目的、予定期間、入所中の生活等について説明を尽くすことを念頭に置きます。
 - 感染症疾患やアレルギーの有無については確実に確認します。

一時保護の決定フロー（※緊急保護の場合はこの限りではありません）



一時保護継続の手続



Point !

- 一時保護の継続は児童相談所長又は都道府県知事等により判断し実施します。
- 一時保護の継続に際しては親権者等の意向確認の必要があります。
- 一時保護の継続に関して親権者等の同意を得られない場合は家庭裁判所に申立書類を提出し、承認を得る必要があります。

一時保護の継続

- 一時保護の期間は原則 2 か月を超えてはならないとされています
- ただし児童相談所長又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができます。（児福法33条 3 項及び 4 項）

一時保護の継続が必要と認められる例

- 家庭裁判所に対し法第28条の承認を申立て又は親権喪失等の審判を請求している場合
- 2 か月を超えるものの更に数週間程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、子ども共に納得した支援や家族への引取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを保留している場合
- 子どもを里親に委託する方向で、子どもと里親の交流や関係調整を進めているが、これらの調整に更に時間が必要な場合
- 施設入所する方向の子どもであるが、当面の医療的なケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合

一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

- 一時保護の期間が 2 か月を超えることが見込まれる場合は、今後の援助方針を説明したうえ、親権者等から引き続き一時保護を行うことについての意向を確認する必要があります。
- 意向の確認は原則書面により得ることとし、難しい場合は口頭による親権者等の意向確認・説明状況等について記録しましょう。
- 親権者等の意向に反する場合には 2 か月を超えて一時保護を継続するに当たり家庭裁判所の承認を得なければなりません。そのため例えば遅くとも一時保護開始又は継続後40日程度までに意向を確認できるよう努めましょう。
- 一時保護について親権者等の同意が得られないケースは虐待ケースの中でも深刻化するリスクが高いと考えられます。当該ケースにおける一時保護解除は特に慎重な判断を要することに留意しましょう。

家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て

- 親権者等の意に反し、かつ、法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされていない場合には、原則として**一時保護開始又は継続から2か月ごとに、その2か月が経過する前に、家庭裁判所の承認を得なくてはなりません。**
- ただし、2か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回するなど一時保護開始から2か月以内に承認を得ることができなかった場合には、例外的に、同意撤回後等、承認が必要であることが判明した後速やかに承認を得ることとしてください。

承認の位置づけ

- この承認は家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第234条から第238条までに基づき手続きを行います。

申立先の家庭裁判所及び家事手続案内

- 家事事件手続法第234条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行います。
- 申立て後の迅速かつ適正な審理を期すため、申立てに先立って、申立て予定日について家庭裁判所に連絡します
- なお、家事審判においては、管轄の無い裁判所が事件を自庁処理することも可能であるので（家事事件手続法第9条第1項ただし書き）、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に引き続いての一時保護の承認に関する審判を申し立てることについて、一時保護先が探知され、子どもの連れ戻し等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、他の家庭裁判所に自庁処理を求めることも検討します。

申立ての提出書類

- 申立てに当たっては家庭裁判所に以下の書類を提出します。
 - A) 申立書
 - B) 証拠書類
 - a. 虐待等の状況を明らかにする写真（撮影者、日時、場所を記載した写真撮影報告書）等の資料
 - b. 虐待等や子どもの身体的発育等に関する医師の診断書（必要に応じてカルテ、レントゲン写真等）、意見書等
 - c. 保育園、幼稚園、学校の担任の面接録取書、学校照会書等
 - C) 添付書類
 - a. 子どもの戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
 - b. 親権者（子どもと別戸籍の場合）、後見人、現に監護する者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
 - c. 都道府県知事又は児童相談所長の在職証明書の写し
 - d. 委任状（手続代理人がいる場合）

申立書等の提出にあたっての留意事項

承認の位置づけ

- 申立書及び報告書の写しは、裁判所によって原則として保護者に送付されます。したがって、常に開示が原則という認識で裁判所提出資料を準備する必要があります。

記録の閲覧謄写

- 家事事件手続法においては、家庭裁判所は当事者については原則として記録の閲覧謄写を許可しなければならず、利害関係を疎明した第三者については、相当と認めるときに記録の閲覧謄写を許可することができます（家事事件手続法第47条）。
- 保護者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可を申立てをした場合、家庭裁判所は、家事事件手続法第47条第4項の不許可事由がない限り許可することになります。
- このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ提出資料を整理する必要があります。具体的には、報告書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、閲覧謄写の対象とすべきでない部分をマスキングしたうえで資料を提出すること（この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。）等により対応することが考えられます。
- 保護者の閲覧謄写の対象とすべきではないが、裁判所の審理において考慮して欲しいと考える資料については、非開示の扱いを求めることが考えられます。具体的には、申立書及び報告書とは別に資料を作成し、資料ごとに、非開示を希望する理由が家事事件手続法第47条第4項のうちいずれに該当するかを記載した「非開示の希望に関する申出書」を添付して提出する方法が考えられます。
- ただし、非開示を希望した場合であっても、家庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するか判断し、閲覧対象となるかを定めることになるため、なお閲覧謄写の可能性のある点に注意が必要です。

引き続きの一時保護の承認の申立ての際の留意事項

- 2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする際に行う申立てについては、家庭裁判所における迅速な審理のため、保護者の意向を確認した時点で、保護者に対して、今後家庭裁判所による審理が行われることや、審理手続の概要（保護者に対して陳述の聴取が行われること等）について説明を行うことが望ましいとされています。
- 迅速な審理を行うため、申立ての時点で家庭裁判所が判断するために必要な資料を提出することが求められます。その上でもなお、家庭裁判所から追加資料の求めがあった際には、できる限り速やかに対応する必要があります。
- やむを得ない事情から、一時保護開始から2か月が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や、審判が出た場合であっても確定しない事態が発生することも考えられることから、児童相談所長又は都道府県知事等は、この申立てを行った場合において、やむを得ない事情があるとき（2か月経過前に申立てをしたが、審判がなされていない場合、児童相談所側が不服申立てをし高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間（却下の審判の告知を受けた日から2週間）が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき）は、当該一時保護の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該一時保護を継続することができます（法第33条第6項）
- なお、承認の審判が出された場合、次の2か月はこの承認の審判の確定日から起算します（法第33条第7項）。

家庭裁判所において申立てが却下された場合の取扱い

- 家庭裁判所において申立てを却下する審判（引き続いての一時保護を認めない判断）が出されたケースであっても、やむを得ない事情があるとき（この却下の審判について児童相談所側が不服申立てをし、高等裁判所で争っている間（家庭裁判所の審判が確定するまでの間）又は児童相談所が即時抗告を行うことができる期間（却下の審判の告知を受けた日から2週間）が満了していない場合で、却下の審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるとき）は、引き続き当該一時保護を継続することができます（法第33条第6項ただし書き）。
- ただし、確定していない下級審の審判とはいえ一時保護の期間の更新を不相当とする司法判断がでていることは一定程度尊重されるべきであり、継続の要否については慎重に検討する必要があります。

一時保護の解除

Point !

- 一時保護の目的を達成したときは速やかに一時保護を解除します。
- 家庭復帰をする子ども、里親委託や施設入所等へ移行する子ども等、それぞれの状況に応じて適切に対応します。

家庭復帰する子どもに対して

- 一時保護の解除を決定したときは、速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、市町村子ども家庭総合支援拠点、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関や関係機関等にも連絡するなど、必要な措置を講じます。
- この場合、一時保護中から、子どもの意向、子どもが家庭復帰するために必要な連携を保護者が十分理解できるように説明するなどの働きかけ、保護者の家庭における養育環境やその状況の改善を図りつつ、円滑な家庭復帰に向けた取組を行うことが適当です。

里親委託や施設入所等へ移行する子どもに対して

- 子どもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、新たな養育場所に関する情報の提供、養育環境の変化に対する不安や家族との生活を失うことに対する悲しみなどの情緒的反応への手当て、そうした移行が必要であることを納得するための十分な説明、その後の子どもや家族に対する支援の見通しの提示など移行期における丁寧な説明が必要です。
- また、里親や施設等に対し、アセスメント結果など子どもを支援するために必要な情報を積極的に共有する必要があります。

家出した子ども等が一時保護から復帰する場合

- 家出した背景要因を子ども本人から適切に聞き取り、保護者が判明した場合は、保護者等からも事情を聴取する等、必要な調査・判定を実施し、保護者による虐待がないこと等が確認され、保護者への引取りが適当と判断したときは、その子どもとの関係を確認の上引き渡します。
- なお、保護者の居住地が他の児童相談所の管内であることが判明した場合の対応については、「児童相談所運営指針」第3章第2節のとおりです。
- 移送に当たって旅客鉄道株式会社（JR）、バス等を利用する場合は「被救護者旅客運賃割引証」等を発行します。これについては関連の旅客営業規則等を参照してください。